

第3回統計委員会・第3回基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成19年11月12日(月)15:00~17:10

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第2特別会議室

3 出 席 者

【委員】

竹内委員長、吉川委員長代理、大守部会長代理、阿藤委員、井伊委員、出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、美添委員

【統計委員会運営規則第3条及び6条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、
財務省大臣官房総合政策課長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長
厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、
経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報管理部長、
環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長
日本銀行調査統計局審議役(統計担当) 東京都総務局統計部長

【事務局】

松山内閣府総括審議官、中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長
貝沼総務省政策統括官(統計基準担当) 犬伏総務省統計審査官、會田総務省統計審査官

4 議事次第 (1) 臨時委員及び専門委員の発令等について

(2) 総務大臣からの諮問第2号「平成20年に実施される漁業センサスの計画について」

(3) 総務大臣からの諮問第3号「平成20年に実施される法人土地基本調査および法人建物調査の計画について」

(4) 公的統計の課題等について

(5) その他

5 議事概要

(1) 臨時委員及び専門委員の発令等について

事務局から、資料1に基づき、臨時委員及び専門委員の発令について報告があった。

また、国民経済計算部会、産業統計部会及び企業統計部会の部会長並びに部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員については、竹内委員長の指名により資料2のとおりとすることとされた。

(2) 総務大臣からの諮問第2号「平成20年に実施される漁業センサスの計画について」

會田総務省統計審査官から、資料3に基づき、諮問内容の説明が行われた後、質疑等が行われた。そ

の後、本諮問については産業統計部会に付議されることとなった。

(3) 総務大臣からの諮問第3号「平成20年に実施される法人土地基本調査および法人建物調査の計画について」

犬伏総務省統計審査官から、資料4に基づき、諮問内容の説明が行われた後、質疑等が行われた。その後、本諮問については企業統計部会に付議されることとなった。質疑等の際の主な意見は以下のとおり。

- ・ 法人土地基本調査の実施に当たっては、調査関係事務の一部を民間委託する予定であるとのことだが、委託に係る問題点を十分に審議してほしい。
- ・ 法人土地基本調査については、従来から行政記録の活用の余地があると言われており、行政記録を利用できないとすれば、その理由を確認するとともにその改善の方向を探る必要がある。

(4) 公的統計の課題等について

中島統計委員会担当室長から、資料5及び6の作成趣旨について説明があった後、委員長から、今後、各府省に資料6の「直面している障害」欄を記入してもらい、これを基に次回及び次々回の基本計画部会で当該障害や「議論の方向性」について議論することとされた。

出口委員から、席上配付資料に基づき、統計データの情報システム化のグランドデザインを検討するための専門部会の設置の必要性に関する説明が行われた。

公的統計の課題等に関する今後の審議の進め方、課題の整理の仕方等について、意見交換が行われた。各委員の主な意見は次のとおり。

- ・ 行政記録を統計作成に利用する際の障害は、個別法や地方公共団体の条例で利用が制限されているという制度的な問題であり、その解決のためには、こうした問題を一つ一つ検討していく必要がある。
- ・ 行政記録の統計作成への利用に関し、重要なケースや典型的なケースについては、統計委員会に統計作成府省及び行政記録の保有府省の双方を出席させ、利用方法、利用が困難な場合の理由等を聴取した上で、委員会としての意見表明、基本計画への記載等の措置を講じる必要がある。
- ・ 重要な統計ほど行政記録などを活用すべき。その前提として、どのような統計を基幹統計に指定するかきちんと議論する必要がある。
- ・ 統計整備の検討に当たっては、単に個々の統計の問題を事例的に扱うのではなく、どのような統計が重要かというところまで踏み込んだ体系的なアプローチが必要である。
- ・ 統計作成時の関係書類（世帯・個人対象調査の場合の調査対象名簿等）は、パネルデータの作成に必須であることから、個票データとともに是非保存される必要がある。
- ・ 統計作成関係書類としてどのようなものをアーカイブで保存するかについては、国民の理解が必要であることから、利用者の考え、ニーズ等を吸い上げる仕組みをできるだけ早く作る必要がある。
- ・ 行政施策の必要なデータを整備するためには、府省間のみならず府省内も含めて統計部局と政策

部局とのコミュニケーションが十分に図られる仕組みが必要である。

- ・ 近年、行政事務の効率化により、統計の作成上有用な情報が行政記録として収集されなくなる例が散見される。こうした問題については、統計委員会でもどこまで意見を言えるかは別にしても、基本的な理念を強く主張すべきである。
- ・ ミクロデータの公開については、ともすれば研究者が自分の研究のために主張しているものと受け取られがちだが、公開されたミクロデータに基づく研究により政策が決定されるようになることは何より国民の利益になる。
- ・ 季節調整の問題、指標の在り方、調査票の設計方法等統計技術的な問題を検討するためのワーキンググループを設置する必要があるのではないか。

(5) その他

下河内総務省統計局統計調査部長から、席上配布資料に基づき、総務省が一橋大学と協力して行っている「学術研究のための政府統計ミクロデータの試行的提供」について説明があった。

貝沼総務省政策統括官から、参考1に基づき、目的外利用の手続に要する時間の状況について説明があった。

次回の基本計画部会は11月26日(月)の15:00~17:00に開催することとなった。また、次回の統計委員会は12月10日(月)の午後に、今回と同じく基本計画部会との合同で開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>